

午前9時28分 開会

○大坂会長 全員揃いましたので、ただいまより始めたいと思います。

今、インフルエンザとかコロナも流行っているようですが、農業関係でもやはり今のこの温暖化といいますか、これによってかなり収穫なんかはずれてきているというふうな感じでございます。天候に関しては、もうこれしょうがない話で、それに対応していくというふうな格好になろうと思いますし、今日の案件は第1号議案で1件、それとその他のところで3件、地域計画につきましては、前回鍋谷地区でやったのと、今回長縄手の地区で一応この計画に対して会をやりました。

そういった中で、農業関係の情勢もころころと変わっていく中で、政府がどういうふうを考えているか、この地域計画を進めていかなければ、同じ土俵に上がれないというふうな格好でございますので、ここらあたりの進捗状況を聞いて、また頭の中に入れておいていただきたいなというふうに思っております。

本日の署名人は垣渕委員と谷川委員、よろしくお願いします。

それでは、事務局をお願いします。

○事務局 おはようございます。

それでは、進めさせていただきます。

まず、議案第1号農地法第5条第1項の規定によります許可申請になります。

農業委員会受付は、令和6年2月5日になります。転用の目的は、露天駐車場用地となります。所在地は、宇多津町大字〇〇●●番8と●●番10の2筆になります。面積は、●●番8が67平米、●●番10が204平米でございます。地目は、台帳、現況とも田でございます。譲渡し人は、宇多津町〇〇番地、〇〇〇〇様でございます。譲受人は、高松市●●番地11、合同会社●●●●代表社員●●●●様でございます。譲受人は、所在地の西、〇〇番地1に事務所を置きました。慢性的に駐車場用地が手狭なため、近隣で用地を探していたところ、妥当な土地として申請場所が見つかり、譲渡し人との意見がまとまり、本申請に至っておるところでございます。水利は、鍋谷水利組合の同意をいただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大坂会長 ありがとうございます。

野田委員さん、これに関して何かありますか。

○野田委員 異議はありません。立会もちゃんと終わっております。

○大坂会長 そうしたら、地元の水利の関係はオーケーということで、皆さん方いかがで

すか。何もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂会長 では、許可ということで、承認したということでお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、議案第2号に入らせていただきます。

その他ということで進めさせていただきますが、案件としまして、令和5年10月20日開催の委員会保留案件の報告ということで、10月20日に太陽光発電ということで、鍋谷の農地が太陽光発電しますという申請が参っておりましたが、近隣との話合い、打合せ等が十分にされてないということで、各々皆さん方の意見が食い違っているところでありましたので、1回この委員会で保留とさせていただいて、申請者のほうにお返しをさせていただいておりました。

この案件につきましては、今回、新たに2月10日、近隣の土地所有者等を参集していただきまして、お話をさせていただいたということをお伺いしているところでございます。町のほうの考えとしましては、まず太陽光をするのであれば、ちょうどその真ん中に農道が1本通っていたと思うんですけども、ここがもうほとんど使用、利用頻度がなく、もう草が生えて管理するところもなくということで、この農道を廃止して話を進めていけたらというふうに思っておった次第です。ただし、申請側のほうからすると、この農道を廃止して、逆に違うところに付け替えをするというふうな内容を先方のほうからお話をいただいております。

それともう一点は、その中に畑が1つありまして、その畑を利用するに当たって、その所有者が畑に入れるか否かというふうな、十分にその畑を耕すことができるかどうかということを前提に、そこを優先に考えてくださいよという話をさせていただきました。

それと最後に、設置が完了した後に、年に二、三回は草刈り等の管理をしてくださいよと。ここについても口約束だけじゃなくて、何かしら証文を残してやってくださいよということで、こちらのほうからはお願いしておるところでございます。

ここからは、地元の委員であります野田委員のほうから御説明をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○大坂会長 そうしたら、野田委員さんのほうで2月10日の説明会、そのあたりから説明していただきたいと思います。

○野田委員 役場が来てくれなかったもので、ちょっと私は残念に思っています。出席して

くれなかったという。

○事務局 御案内を受けてません。

○野田委員 いや、1回は言いました。あぜ道は、やっぱり町のもんですから。

2月10日土曜日10時から、出席者が大阪の梅田の業者が2名、それから●●さん、○○さん、■●さんと私で4人。あと、●●行政書士さん、女性の人です。鍋谷は4人です。業者が2名です。

それで、10時に始まりまして、話し出したのが■●さんです。みんな図面見ていないと思いますが、これなんですけど。

○野田委員 太陽光の発電設備事業計画の御案内で、司会は大坂の梅田のハウスペロデュースの主任さんが司会して始めますかと。それで、話し出したのが■●さんが、この赤い線で、これが水色のあぜというか農道をのける代わりに、この赤いところをつけてくれと。代わりというのは、のける代わりにつけよと。早くから、9月ぐらいから言っていたと言います。結局そこで私が、■●さん、このあぜは誰も通らないので行き止まりだから要らないんじゃないですかと言ったんです。そうしたら、横の○○さんも、これはつけても誰も通らないから、2人がこのあぜ道は要らないという意見を言ったんです。そうしているうちに、結局そこまで行って、あぜ道つけても通る人がいないと、あとの草の管理は、誰がするのかと○○さんが■●さんに質問したら、近所の者が刈らないといかんわと。農道になったら、横の者が刈らないといかんわという言い方をしたわけなんです。ここまではいいですか。

私は、つける必要が■●さんないよと。そこで、業者に、■●さんがこれを登記しろと言った。この農道を登記してくれと。ちゃんと農道に登記してくれと業者に言ったところが、登記は難しいですという話になって、登記しないのだったら、もう昔のあぜ道をつけたままで行けと。

結局、帰りに業者にしたら、判をくださいと。●●さんと○○さんは認め印を押して、住所書いて、名前書いて帰ったんですけど、■●さんはこれ役場で話をしないといけないから、連休明けにすると行って判を押さなかった。それが、火曜日、13日かな。そのままずるずると今日に至っております。

それで、昨日、■●さんは、もうこのあぜ道は要らないと役場に電話がかかってきたという経過です。昨日はもう電話がかかってきて、あのあぜ道は要らないと言うたんでしょう。

○事務局 そこは、すこし訂正。

○野田委員 違うんですか。

○事務局 あくまでも■■さん、今話したとおり13日の火曜日と昨日の1時30分、2回連絡がありました。いずれにつけても、既存の農道を廃止しては困ると、そのまま農道を残しといてくれと。使わなくとも残せというふうなことを言われました。

ただ、私のほうは、私の一存ではそれはいかんで、やはり明日もまた農業委員会があるから、そのあたりは地元の委員さんの説明があるので、皆さんにお聞きした上でお返事しますよということで伝えておるところでございます。

太陽光をするには問題ないと。ただし、ここの農道だけは残せというふうなことで、使わなくても残すんですかという話はしたんですけども、いや残せというふうなことで連絡を受けております。

○野田委員 あと一つ言わせてください。

大阪の業者に今日電話したんです。1つ聞きたいことがあるんですと。どうしてあぜ道があったら太陽光ができないんですかと、そこを教えてくださいと。向こうの答えは、電気事業法って何かあぜ道をフェンスするでしょう。あぜ道フェンスしたら、電気の線が上へ行くも下を通すのも、法律上できないんです。したらいけないようになっているんです。電気保安なんか言っていました。上も下も通すことは法律でだめなんです。だから、あぜ道はどうしてもあるままではこっちとこっちの太陽光は両方できないんです。ですから、10月20日に廃止の申請を出したんですと。この業者は初めから全然ぶれてません。そういうことなんです。両方、2筆ある田んぼを買ったでしょう。買って、あぜ道があったら電気法の関係で工事ができないと。あぜ道を廃止しなかったらというので、10月20日には用途廃止について出したわけです。そこまでは、業者の筋は通っています。のけて。その返事を待っていたらしいんです。大阪の業者は。

○大坂会長 結局は、農道をそのまま残せということは、近隣同意がもらえないということですね。これに対して。

○野田委員 10日は、4人来た中で判を押さない人がいたと。隣接者ね。

○大坂会長 だから、近隣同意が取れなかったという話にはなるから。

○事務局 はい。これ口を挟んで申し訳ないですが、話を元に戻して、一応最初の申請のときには、今野田委員が話したとおり、この会社、申請者のほうがそういった形で太陽光を進めていきたいと。ただし、今のように真ん中にちょうど当たっている農道がどうして

もネックなんだという話があって、この農道は何とかならないかということの提案が用途廃止というふうな形で考えられてました。ただし、その用途廃止をするに当たって、ひょっとここを使用する人がおられたら困るからということで、右展開で■■さんの家のほうまでというふうなことで案を出してこられました。その付け替えというふうなことで考えたとしても、もう使っていない農道を、逆にそれを付け替えたとしても通る人もいないし、さっき話を元に戻すと、近隣の方が非常に草とかが生えたりすると大変困るというふうな相談もあったりするので、それだったらもうきちっとした感じでそこを用途廃止して、もうなしで太陽光をしたらどうかということを、町の中での協議の中でもそんな話をしました。

そうしたんだけど、一応はその農道を残せとかっていう話。私のほうとしては、申請者がある程度スムーズにこういった形でこの農地を提供したいというふうな、その農地を生かしたいという思いをかなえてあげたいというところのほうが大きかったものですから、そういったもので進めていけたらどうかという話だったと思うんです。

ただ、今言っているように■■さんのほうから、そういうふうな形で残してくれと言われたら、意見としては残さないといけないのかなとか、そういったところもあって、残してしまうと、この話がもう駄目ですということで回答しなきゃいけない。そういうところが、ちょっと委員会の事務局としては、そこは言いづらいという話になろうかなと。

○大坂会長 ○○番と●●番1は持ち主一緒なんですか。

○事務局 一緒です。同じです。

○谷川委員 この太陽光をしているのは、誰かな。この太陽光のしてるところの人は。

○事務局 会社ですか。

○谷川委員 いや、太陽光をしている。ここの持ち主は誰。

○事務局 まだしてないんですよ。

○谷川委員 今から。

○事務局 まだ田んぼ。そこができるかどうかというのを諮ってるんです、今。

○谷川委員 今からな。

○事務局 話を1回止めているんです。1回話をさせてもらったんだけど、そういう案件があったんで、いいですよどうぞというわけにもいかないので、皆さんに問うてみて、そこで皆さんが納得してオーケーだよと言うのであれば、ここを承認として先方へ返そうと思っていたんです。県のほうも、今それで止めてます。まだ、できていません。今農地のま

まで、農道ありません。行っていただいたら分かると思いますが、そういった形で草が生えとる農道が1本あると思います。

○谷川委員 けど、それ農道が入っている。今度、青いで筋入れているのが農道ですか。

○事務局 そうです。

○谷川委員 古い農道だろう。

○事務局 そうです、古い農道です。

○谷川委員 それが、この田んぼの中におるということ。

○事務局 おります。

○大坂会長 要はこの水色の農道を用途廃止するに当たって、近隣同意がなかったら具合が悪いというので、我々のところで一応ストップして、近隣同意をもらえるようにしてくれという格好にしたんだけど、この赤の農道をするに当たって、■■さんはこの農道を残せという話になつとるということは、言うたら前へ向いては。その農道を廃止するわけにはいかないという話だからな。

○野田委員 10月20日の農業委員会で決議したのは、農道を残してやれという、ここで会長がまとめたんですけど、みんな意見が出た。まとめました、決議はした。10月20日にしたんです。そのときに、私がこの●●番1の●●さんと書いているでしょう。左の入り口で農道をちょん切る。こっちのほうで切るという申請が出ていたから、私が●●さんとこの畑が、結局間口が、そのときに2メートルぐらいだったんです。その初めの赤い線で切ったときに。それで、私はちょっと●●さんとこの間口が狭いんじゃないかと言ったのが始まりで、結局農道はまだ1面使っている人がいるという意見が出たんです。だから、まだ使っている人が10メートルでも使っているから、と私は言ったんです。それが10月20日の決定だったんです。けど、これ見たら、ちょっと変わったのは、10メートル向こうで青い線を切る。●●さんのところをちょっと向こうへ延ばしたというだけの話なんです。全然変わってないんです。向こうの申請は。農道を除けてくれ、用途廃止をかけますと。私がやりますと。

○大坂会長 これ●●番1というのが、これ畑ですね。

○事務局 畑です。

○野田委員 畑です。6畝ぐらいある。

○大坂会長 その畑の入り口の農道はそのまま置いとくこと。

○事務局 そうです。

- 大坂会長 それであれば●●さんのところはそれで了解したということですね。
- 野田委員 だから、ここで切るといふか、ここから先を●●番1の先っちょから向こうを、今回除ける。除けたらどうでしょうかと、この図面が出てきたんです。
- 大坂会長 これ■■さんのところは、この農道……。
- 野田委員 太陽光です。太陽光。
- 大坂会長 いやいや、■■さんとこの家があるんだろう。
- 野田委員 太陽光です、これ。
- 事務局 次女です。
- 野田委員 ●5-1と●5-2は、●5-2が娘さんのおうち。それで、●5-1が太陽光です。平成26年にこの太陽光ができたときに、入り口を作っているんです。フェンスで■■さんが、裏口みたいな戸をつけているんです。半間ぐらいの。わしは、昔このあぜ道を通っていたんだと言って、そこまで戸をつけているんだと。■■さんすごいな、26年から考えてたんだなあっと、ちょっと嫌みも言いましたけど、つけてくれと。業者と■■さんの話です。私は、初めて入った。10日の日に言っただけです。業者と■■さん、農業委員会と業者。もう一番大事なのは、役場と業者です。これの連絡だと思います。
- 谷川委員 野田委員、これ農道を置いたままで太陽光したって構わないではないんですか。それではダメですか。
- 野田委員 それを今朝聞きました。梅田へ電話して。そうしたら、電気事業法という法律があって、こっちのフェンス、1メートル農道の上、こっちとこっちをフェンスした、この上を通す電気がこっちとこっち行き来するんですわ。上も通すことはできない。下もくぐらすことはできない。だから、法律でそういう工事はできないんです。法律に引っかかる。
- 谷川委員 電線を通すのは、その田んぼを通すところの上の人が承諾したらいいのでは。
- 野田委員 農道だから、町のものでしょうか。電気が漏れるみたいな。電気が漏れて、保安協会かそういうものに引っかかって、そういう工事は認めないということなんです。工事自体が、初めから、そういう工事はしたらいけないという。だから1つだったら1つで、太陽光をひっつけて、そういう間空けて線を通す。こっちに電柱立てて、こっちに電柱立てて、こういうのは法律上いけない、引っかかるんです。電気の法律に。この主任さ

ん、そんなふうにおっしゃっていました。電気保安協会とかなんとか言ってました。だから、業者はまともなことを言っているんです。それだったら、もう初めから2筆の土地を、無理にしなくてもと。

○大坂会長 結局は、■■さんのとこの太陽光の入り口、この農道の延長上に門扉があるということですね。簡単に言ったら。

○野田委員 門扉がある。それで、1メートル上がっています。腰まで。

○大坂会長 要は、この農道を残せということは、上の4つをもう少し上にやって、そこから電気ができたものを電柱のほうへ通さないといけないと。それで、下の2つは2つで別に通さないといけないということやろう。

○野田委員 下も上も。

○大坂会長 それを業者は1か所の集電所を作って、1本の線で電柱のほうへ送り出そうと。結局は、集電した電気のためのやつを電線へ送らないといけないのを、2か所に分けないといけないということですね。この農道を廃止することによって、それが1か所のところから電柱へ送れるというふうなことでないのかなと、私も素人だから分からないけど。ただ、この農道があることによって、電気を向こうにやり、こっちにやりとすることができないということだろう。

○野田委員 業者が言っていたのは、フェンスの上を越えるのは、このフェンスが邪魔だからと言って、上を越えるのはということをやっていました。

○大坂会長 別にフェンスしなくても、農道が残っていたら、それでもいいんですか。

○野田委員 危険なんではないですか。ひょっと誰かが歩いたら。線の上を歩いたら。

○大坂会長 フェンスの上へ通したらいけないのか。

○野田委員 電気法というのがあるとおっしゃっていました。

○大坂会長 その分のフェンスをするにしたって、農道があることによって分離しないといけないから、一つの集電、集める電気のやつを1か所にするということができないということですね。

○野田委員 2つより1つにしたほうが……。

○大坂会長 農道をこの赤いラインに持っていったら、この水色のところにフェンスが要らないから、電気を自由に通せるということだろうと思う。またいで。

○大坂会長 今の真ん中を残したら、2か所要るということで、1つに集約できないということだろう。この農道の上、フェンスの下を通したらいけないということだから。



○野田委員 それは、もうちょっと聞いたら分かったんですけど、とにかく法律のことを言っていました。法律に反した工事はできないですから、結局。

○大坂会長 いずれにしたって、これ農道を残せと言う人がいるんやったら、廃止するわけにはいかないだろう。

○西山委員 10月の折にしたときに、農道の利用者がおると言っていましたね。利用者がおるから、これいけないんですということだったんですが、これは利用者というのは■ ■さんと●●さんの2人になって、実際は最初もう要らないという感じで言ったんですかね。

○事務局 実質、もう見ていただいたら分かると思います。歩いた形跡とか、そういうのは全くありません。

○西山委員 今、話を聞きよったら、例えば電気を受ける場所を2つここで作れば、別段分離してしようと思ったら、できないことはないんですか。

○大坂会長 できないことはないと思います。

○西山委員 素人考えで、私もそれを聞いたんです。

○谷川委員 今の電気は農道の上を通ったらいけないと言うんだったら、それはこの地権者との話で、我々農業委員会が電気が通ったらいけないとこへ太陽光をしろと言って、これ賛成はできないんじゃないか。委員会としては。そうでしょ。

○野田委員 できません。私もそう思います。

○谷川委員 農道だって用途廃止をしたって、これ通る人がいるんだったら、これ置いとかないといけないんです。

○野田委員 通る人は、この●●さんだけです。

○谷川委員 ●●さんって、1人だけと言ったらいけないが、その人が通るんだったら、その農道は置いとかないと。

○野田委員 そうです。それが……。

○谷川委員 その人が、それを放棄してくれたら……。

○野田委員 ●●さんとこだけ、利用するとこだけ残して、向こうは切りますという図面なんです。だから、今谷川委員がおっしゃっていることは私も賛成です。農業委員と、この業者がただ大阪から出てきて、こういう工事をしたいんです。そしたら農道が邪魔になります。だから農道を除けてください。これも虫がいいんです。1人でも使っていますと農業委員会が言って、1人でも使っていたら農道は向こうの端までが農道だからという決

議をしましたね。10月20日に。

○谷川委員 だから今西山委員さんがおっしゃるように、この農道を置いておいて、これ右と左で電気の電柱立ててするんだったら、できるのではないですか。農道の上を通さないのだったら。どうなんですか。

○野田委員 それが、谷川委員、それは業者の話で、私は素人です。どんな工事をするかというのは、全然。タッチしません。

○谷川委員 だから、今言うこの右と左で電柱を立てて、それに太陽光の電柱ができるんだったら、この工事はできるんだろう。

○野田委員 その電柱を立てて、立てる自体がもう法律に反するので。

○谷川委員 それがいけないんだったら、我々農業委員としては、ここへ太陽光をするのは、これはいいけないと言う。そういうことでいいのではないですか。

○野田委員 それが、10月20日の。この話をしていたらまた戻ってきて。

○谷川委員 そらそうなるわ。けど、その話をこの委員会に出してきてくれると言ったって、私からいったら、ちょっとおかしいと思います。

○野田委員 そうです。そのとおりで、今日はこの分に関しては2回目です。私はその業者に今日の決議を待ってくれと。決議が出たら、その決議はもう今度は変わらないだろうと。

○谷川委員 だから、結論としたらおたくが言うとおりの、ここのこの青いところのこっちはこの人が通るだけで、こっちはもう用途廃止してもいいのではとっているんでしょ。

○野田委員 それは、初めに頭の中にもありました。ありましたけど、谷川委員と宮本委員が言ったのは、宮本委員は立会してないからという話と、谷川委員は結局1人でも使っている人がいたら残さないといけない。それで、私は残さないといけないというんで3か月待っていたんです、立会を。そしたら、何も言ってこない。

○谷川委員 そら、あんた1人でも通る人がいるのに、それを用途廃止にしろと言ったって、その用途廃止にして、これ誰が買うんですか。

○野田委員 この業者が分筆して買う。

○谷川委員 業者が買うんですか。

○野田委員 業者が買うんです。売渡ししてもらって、自分のものになるんです。だから3つ、あぜ道、こっちとこっちが業者の物になる。払下げか。

○谷川委員 用途廃止するときに、これ隣地の人の判はもらえるんですか。これ仮にこの

青いところのこれ、■■さんやみんながまた用途廃止したらいいと言って、皆さんの協力の判がもらえるんですか。

○野田委員 それを10日に判をもらいに集会をしたんです。鍋谷の会場で。そしたら■■さんだけ判を押さなかった。

○谷川委員 この人の判がないということは、用途廃止はできないだろう。

○野田委員 できません。

○谷川委員 できないだろう。できないものを、農業委員会で審議しろと言ったって、我々審議のしようがない。

○野田委員 そうですね。

○谷川委員 我々に、それだけの権限がないのに。おたくの鍋谷の地区で話し合いをして、隣地の皆さんの判をいただいて、それでこういうようにします。何をしますと言って委員会に出してくれるんだったら、我々も考えられる。昨日もうちの地区の立会いで水路がどうの、農道がどうのというんで、10人来ていただいて立会いました。それで、それを一番に言った。農道と水路があるのは分かっている。それに対して皆さん、隣地の人が賛成してくれるんだったら業者の話が進むとあって、昨日立会してきました。

○大坂会長 要は隣地の承諾がないという話です。だから、この農道の用途廃止はできないと。してしまったら困るという人がいるんだから、もうそれは我々のほうでどうにかするような話ではないと思う。この分に関しては、もう一応業者にその用途廃止は認められんと。近隣の同意がないんだから駄目やというふうな方向でよろしいですか。

○谷川委員 地元の人が話し合って、こういうようにまとめまして、それで何々をしますとあって農業委員に出してくれるんだったら、我々も協議したらいい。

○大坂会長 今、隣地の承諾がないということで、この案件については10月のときと同じように、2月10日に寄っていただいたみたいだけど、承諾の判がないということで、野田委員それでよろしいですか。

そういったことで、この案件については隣地承諾がもらえないということで。

○事務局 分かりました。

そして、これとは別件ですが、加えさせていただきまして、これは報告です。

昨年12月5日に申請のありました3条申請。宇多津町〇〇番1の田です。1,080平米の所有者移転についての承認をいただき、許可とさせていただきましたが、分かりませんか。〇〇さんの農地。ここについて、申請者が■■●●さん。■■さんの娘さんで

す。今年2月2日に、■■さんのほうから連絡がありまして、許可の取下げをしたいということで連絡がありました。事務局としましては、同日、譲渡し人であります〇〇さんのほうへ、これは真実か否かということで了解をしとっていただけるかという話もしたところ、仕方ないなということで、週明けの2月6日に許可取下げ願いの様式を■■●●さんのところへお持ちさせていただきました。この件につきましては、6年1月18日をもって法務局の登記が完了しておりました。ですので、この分はまたちょっと手続が今からかかるんですけども、一応は取下げで、話を元に戻したということで、皆さん方には報告をさせていただきます。何もなかったということで、動きませんでした。

以上でございます。

次、令和5年度の宇多津町農業者の支援給付金の支給の手続の開始ということで、担当のほうから御説明させていただきます。

○事務局2 2月の初めに、対象者に申請書のほうを送らせていただきまして、送付対象者が28名で、現在18名申請が来ました。残り10名で、まだ来てないところは引き続き連絡のほうをしていきます。

○事務局 随時、手続を取っていっていますので、振込にさせていただいてますんで、若干のずれは届出順で、どっかまとめて一遍断ち切って、そこで振込というふうなシステムにさせていただいていますので、例えばこちらのほうから多分通知書がまた届くと思えますんで、一応審査させていただいて、お願いします。

○大坂会長 それでは、地域計画の進捗状況。

○事務局 14日水曜日の1時半で、長縄手地区の役員さんと意見交換会をさせていただきました。奥池地区と同じで、JAさんや普及センターさんに来ていただきまして、目標地図についてや地域計画、区域の状況や現状と課題とか、農業の将来の在り方などについて話し合いました。

目標地図については、白図を用意して、それについて話をしました。現況地図のように耕作者を埋めてから宅地分譲部分を黒塗りしたり、草の部分を赤塗りしたり、分かるように色分けして区分分けしたいと思っています。引き続き目標地図のほうを作っていきます。

○大坂会長 現況を白図の中で圃場ごとに整備、記入していき、そしてこれからどういふふうになっていくか。ただ、現況は町のほうで用意していただいていたものが、宅地になっているものとか、そういった区分がちょっと圃場ごとの区分も分かりにくかったという

ことで、まずはそこからやり、未耕作地なんかの解消から入っていき、ここの農地に何を作ったらいいかとか、そういう話に行く前に、現況を捕まえて、実際に何年か前にアンケート調査をやったやつを、それから落としていかないかというふうな格好になってございます。あれからもう3年経つのかな。4年目か、前回の会議といっても水利関係の者が寄っただけでございますけども、そういった形で構成図を作っていかななくては、今度政府がその水田に対して補助金を出すとか、ソフトの事業費が出るぞとかと言うたときに、それを作っていないと、もう手も足も出ないと。そういった関係で、こういった構成図の中でこれからこうしていくんだというふうな前向きな姿勢で出していけばいいのかなというふうに思っております。それが無いことには、同じ土俵に上がれないということです。

ただ、宇多津については農振地区から外れとるけど、それは大丈夫かという話も一応確認して、それは関係ないらしいです。そういった中で、これからの宇多津の農地をどういうふうに活用していくか。そこらあたりは地区ごとで、また検討しながら進めたいというふうに思っております。

これまで協議した中で、何か質問がある方は申し出ていただきたいと思いますが、いかがですか。

○野田委員 事務局のやり方、報告しなさいというやり方は、考えてもらわないと。報告だったらもう町だけで終わらせたらどうでしょうかね。今度から。承認とかというのは、立会とかというのは、私も、事務局が振ってきたら、谷川委員みたいな意見が出るのは分かっていたんです。だから今度からちょっと、やめてください。

○事務局 よろしいですか。すいません、お言葉を返すようで申し訳ないですが、私がおこへ事務局を預かるようになりまして、鍋谷の案件が、太陽光で、本来この農業委員会で審議をするのがいいかどうかという、例の太陽光。もう一人、ちょうど丸亀と宇多津の境の●●さんのところの太陽光のところの水戸を閉めるや開けるやという話のことが一つありました。そこで審議をかけさせていただきました。今回もさることながら同じような案件になっております。

要は、事務局としましては、やはりそこの地域の方の同意というか、きちっとしたものがあってしかりでいかがでしょうかという話になろうかと私は思うんです。あくまでも、途中の、言うたら中途半端でここに掛けていかがですかということは、なかなか言えないと思います。ただし、申請者から審議が来ているということは、4条、5条でありますと、どうしても県が絡んでくるので、この申請を県のほうに到達しなければならないとい

うところもあって、町だけが許可を出すということではないので、県も了承してするというので、同時スタートで進めていっております。

そこで、やはりその途中の中できちっとした地域の同意という形をもらった上で、ここに判が座ったうえで、不足分については、後々追加くださいと。ここの農業委員会の意見書と同じで、終わった段階で農業委員会が承認したら、そこへ会長の判をつけて、県のほうへ送致してくださいと、そういうふうな流れになっておる関係で、やはり決まってないものはここで話をしてもらわないと、私のほうとしては説明ができないと。

○野田委員 そこなんです、私が言っているのは。総会でしょう。もう月に1回の総会をするんだから、業者対町役場、事務局。経過報告だけで、もう私は今回分かりました。いいと思いました。私が、鍋谷の農業委員に振ってきて、大体知り得たことを言う必要は多分今日なかったと思いますと、谷川委員はそうおっしゃった。もうちょっとやり過ぎですわ。そう思いませんか、事務局。

○事務局 いや、言うことは分かるんですよ。分かるけども、会長さんがいつも私のほうが議案を説明させていただいた折に、その地域の方の水利どうですかというふうな形で問うていると思います。そうすると、そこでちゃんとした話ができなかったら、ちゃんとした答えが返ってこないと思うんですよ。だから、いずれにしてもそういう場所で、やっぱり各々皆さんエリアにおりますので、谷川委員どうですかと言ったときに、それは見たから大丈夫だというふうな返事をいただいて、そこでほかに意見はありませんかと言うたら、そこで何もなしということで承認というふうな流れに多分なっていたと思うんです。だから、そこが空洞で浮いてしまっている状況にある中で審議をかけているものだから、時間ばかりかかって結論が出ないというふうなことになっていると思うんです。だから、きちっと、そこでいけないのだったら保留として私も返さないといけない。話が出てないんだったら、これはできないからこれには入れませんよというふうな形で進めていけないといけないので、そこら辺は私のほうも勉強させていただきました、これで以後こんなことがあったらそういう形で、会長さんにはその旨伝えて、保留という形で。事務局の時点で保留という形にさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○野田委員 お願いします。

○大坂会長 では、長時間ありがとうございました。

午前10時23分 閉会